

取引時間の一部見直しについて

平成22年12月22日

株式会社名古屋証券取引所

I 趣旨

市場のあり方として、日本の取引時間は他国と比較して短い状況にあり、取引時間を延長すべきとの指摘があります。

これに対しては、市場利用者の利便性の観点から、時間延長による取引機会の拡大を是とする意見がある一方で、拡大の仕方如何では、これまでの実務慣行等を大きく変更する必要が生じ、市場全体のコストアップとなりむしろ非効率となる可能性を重く見る意見もあり、全体のニーズとコストを比較考量して、対処すべきものと考えられます。

検討の結果、

- ① 立会市場の午前立会の開始時刻の繰上げや午後立会の終了時刻の繰下げは、その影響が広範囲かつ甚大で、現状では実施が困難であることから、
- ② 昼休み（午前立会と午後立会の間）について何らかの対応を実施することとし、現状では、昼休み前後のいわゆる「板寄せ」による売買のニーズが高いことなどの実態を踏まえ、昼休みの撤廃ではなく、昼休み時間帯の短縮により取引時間の拡大を図ることとします。

具体的には、株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券等を含む。以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）に係る立会市場について、午前立会と午後立会の取引時間のバランスも考慮し、現行の午前立会終了時刻である午前11時00分を30分繰り下げて、午前11時30分とするなどの所要の改定を行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
株券及びCBに係る取引時間の一部見直し	<ul style="list-style-type: none">・株券及びCBに係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時間を、午前9時から<u>午前11時30分</u>までとします。・終値取引及び相対交渉市場における取引（単一銘柄取引のクロス取引は除く。）について、前場終値に基づく取引の取引時間を、<u>午前11時35分</u>から午後0時30分までとします。	<ul style="list-style-type: none">・現行の取引時間は午前9時から午前11時まで。・現行の取引時間は午前11時05分から午後0時30分まで。

III 実施時期（予定）

- ・平成23年度前半を目途に実施します。

以 上